二　登録申請者が個人である場合には、次に掲げる書類
イ　住民票の写し及び履歴書
ロ　確認等事務（法第百四条の三十三第一項に規定する確認等事務をいう。以下この節において同じ。）の実施体制に関する事項を記載した書類
三　法第百四条の三十四第三項各号のいずれにも適合していることを明らかにする書類
四　法第百四条の三十四第四項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
2　法第百四条の三十四第二項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　確認等事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
二　確認等事務を開始しようとする年月日
（登録の要件）
第二十二条の二十一　法第百四条の三十四第三項第一号の文部科学省令で定める著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者は、著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項の著作権等管理事業者をいう。次項において同じ。）の行う著作権等管理事業（同条第二項の著作権等管理事業をいう。次項において同じ。）として、著作権又は著作隣接権の管理に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者とする。
2　法第百四条の三十四第三項第二号の使用料相当額算出に必要な知識及び経験として文部科学省令で定めるものを有する者は、著作権等管理事業者の行う著作権等管理事業として、著作権等管理事業法第二条第一項の管理委託契約に基づく著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾に当たつての使用料の額の算出に関する業務に通算して三年以上従事した者とする。
（登録確認機関登録簿の記載事項）
第二十二条の二十二　法第百四条の三十四第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　登録番号及び登録年月日
二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三　確認等事務を行う主たる事務所の名称及び所在地
2　法第百四条の三十四第六項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録確認機関の代表者の氏名とする。
（変更の届出）
第二十二条の二十三　法第百四条の三十四第七項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に変更の事実を証する書類を添えてしなければならない。
一　変更の内容及び理由
二　変更の年月日
（確認等事務規程の認可の申請）
第二十二条の二十四　登録確認機関は、法第百四条の三十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に確認等事務規程（同項に規定する確認等事務規程をいう。）及び同条第三項の規定による意見聴取の結果を記載した書類を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。
2　登録確認機関は、法第百四条の三十五第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。この場合において、登録確認機関が算出方法規程（同条第三項に規定する算出方法規程をいう。）を変更しようとするときは、当該申請書に同項の規定による意見聴取の結果を記載した書類を添えなければならない。
一　変更の内容及び理由
二　変更の年月日
3　文化庁長官は、法第百四条の三十五第一項前段の認可を行つたときは、法第百四条の三十四第五項の登録確認機関登録簿に、当該認可を受けた登録確認機関が確認等事務を開始する年月日を記載するものとする。
（確認等事務規程の記載事項）
第二十二条の二十五　法第百四条の三十五第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　確認等事務に関する秘密の保持に関する事項
二　確認等事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
三　その他確認等事務の実施に関し必要な事項
（確認等事務の実施に関する基準）
第二十二条の二十六　法第百四条の三十六の文部科学省令で定める基準は、使用料相当額算出に相当の時間を要する場合その他のやむを得ない事情がある場合を除き、法第六十七条の三第一項（法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請（以下この節において「裁定の申請」という。）を受け付けた日から七営業日以内に送付を行うこととする。
（役員の選任等の届出）
第二十二条の二十七　法第百四条の三十七の規定による役員の選任又は解任の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならない。
一　選任した役員の氏名及び経歴又は解任した役員の氏名
二　選任又は解任の理由